

平成 2 5 年 2 月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2 月 1 4 日)

平成25年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成25年2月14日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇気	議員
細見勲	議員
山本邦夫	議員
内田文夫	議員
谷口重和	議員
中坊陽	議員
西島寛道	議員
阪部正博	議員
増田貴	議員
若山憲子	議員
島宏樹	議員
塚本五三藏	議員
浅見健二	議員
石田正博	議員
片岡英治	議員
河上悦章	議員
坂下弘親	議員
西川博司	議員
水谷修	議員
矢野友次郎	議員

(欠席議員) 太田健司 議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
橋本昭男	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長

浅田清晴	施設部長
清水孝一	事業部次長
西山正和	会計管理者
杉崎雅俊	財政課長
川島修啓	施設課長
福井均	クリーン21長谷山所長
福西博	新折居清掃工場建設推進課長
町田正晴	折居清掃工場長
伊庭利夫	業務課長
太田博之	広報情報課長
辻巧	奥山リユースセンター所長
森内富雄	クリーンピア沢所長
長村優	グリーンヒル三郷山所長
西村憲司	エコ・ポート長谷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

太田博	議会事務局長
橋本哲也	財政課主幹

4 議事日程

- 日程第 1 諸報告について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 1 号 城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定するについて
- 日程第 5 議案第 2 号 城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例を制定するについて
- 日程第 6 議案第 3 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 7 議案第 4 号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 5 号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算
- 日程第 9 休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第9

午前10時00分 開会

○河上悦章議長 おはようございます。

会議前に、昨年１２月１９日、管理者であった宇治市長の退任に伴い、構成市町の長による互選により城南衛生管理組合の管理者に就任されました山本正管理者より、また、２月９日に宇治田原町長に就任されたことに伴い副管理者に就任されました西谷信夫副管理者よりあいさつの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

初めに、山本管理者、お願いいたします。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。城南衛生管理組合の管理者に就任いたしました宇治市長の山本でございます。議長からのお許しをいただき、組合議会におきまして管理者就任のごあいさつをさせていただきます機会をちょうだいいたしましたことに厚く御礼を申し上げます。

私は、去る１２月１６日に執行されました宇治市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご信託を賜り、１９日をもって第１７代の宇治市長に就任をさせていただきました。また、同日開催されました構成市町の長の会議において、互選による指名をいただきまして、本組合の管理者に就任をいたしました。私は、城南衛生管理組合議会の議員として活動させていただいたこともあり、環境をめぐる諸課題やその重要性については多少なりとも承知しているところでございますが、今回、管内３市３町３８万人の環境行政の一翼を担います組合の管理者の責務の大きさを考えますと、改めて身の引き締まる思いであります。

組合では、昨年７月に設立５０周年を迎え、次の新たな５０年に向けての１歩を踏み出すスタートの年となっており、これまでの歴史を築き上げてこられました先人の努力をしっかりと受け継ぎ、行財政改革に継続的に取り組みながら、管内住民の皆様の生活環境向上のため、次の世代のために必要な粗大ごみ処理施設等更新事業や、折居清掃工場更新事業などの着実な推進、災害に強い安心・安全な工場運営、将来のし尿処理のあり方の検討、さらなる循環型社会の構築など、管内３市３町の環境行政の推進に向けまして、構成市町と連携する中で、副管理者、組合職員とともに一丸となり、管理者としての責務を全うする決意でございます。

河上議長、細見副議長をはじめ、議員の皆様には久保田前管理者と変わらぬご指導とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、管理者就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○河上悦章議長 ありがとうございます。

続きまして、西谷副管理者、お願いいたします。

○西谷信夫副管理者（登壇） 皆さん、おはようございます。議長からのお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

去る２月３日に執行されました宇治田原町長選挙におきまして、町民の皆様から信託を賜り、宇治田原町長に当選させていただいたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任させていただきました西谷でございます。

今般、副管理者に就任したことにより、責任の重大性を感じておる次第でございます。今後は、副管理者の責務を果たすべく頑張っている所存でございますので、議員各位

の皆様におかれましてもご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○河上悦章議長 ありがとうございます。

続きまして、会議前の連絡事項についてご報告申し上げます。太田議員より欠席の届け出がございましたので、受理をいたしております。

以上、ご報告を申し上げておきます。

ただいまの出席議員数は21人であります。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立をいたしました。

これより平成25年2月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんお願いします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○河上悦章議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、西島寛道議員、片岡英治議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○河上悦章議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの42日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、42日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第４、議案第１号、城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定するについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） それでは、ただいま議題となりました議案第１号、城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、組合の人事行政の運営などの状況を公表することにより、その公正性と透明性を高めますため、地方公務員法第５８条の２の規定に基づき、公表の内容や手続などについて必要な事項を定めるものでございます。

お手元に配付いたしております議案第１号資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

制定の内容でございますが、下段参考の地方公務員法第５８条の２の規定に基づきまして、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護などの人事行政の運営の状況に関するものを任命権者が作成するとともに、公平委員会の報告事項とあわせ、前年度分を３月末日までに公表することを規定するものでございます。

公表の方法につきましては、組合の広報紙やホームページに掲載する方法など、より住民の皆様の目に触れやすい方法を採用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

坂下議員。

○坂下弘親議員 中身については何も質問することはないんですけども、これを見ますと、昭和２５年にできた地公法ですね。その５８条の２の規定によってということですけども、それが６０年ぐらいたって今ごろこの条例が出てくるといったことはどういうことなんでしょうか。

○河上悦章議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長（登壇） ただいまご質問いただきました人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定、その城南衛生管理組合での条例制定時期につきましてご説明を申し上げます。

ただいま議員からもございましたけれども、本件につきましては地方公務員法がもとになっているわけでございますけれども、地方公務員法につきましては、この部分について平成１６年６月９日に公布をされ、この人事行政の運営等の状況の公表、地公法の

58条の2の部分についてでございますけれども、これにつきましては平成17年4月1日から施行されております。城南衛生管理組合につきましては一部事務組合でございますけれども、当然、地公法のこの部分が適用されるわけでございます。これまで条例制定ができておらなかったのは事実でございます。

今般、我々といたしましても、職員数であるとか給与、それから人事行政の運営の状況につきまして住民の皆様方に公表させていただきまして、より適切な情報開示を行い、行政の公平性と透明性を高めていくという観点で、時期が遅れましたけれども、条例を制定させていただくものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○河上悦章議長 坂下議員。

○坂下弘親議員 これまで長らくこういう条例がなくて、職員には何ら不利益はなかったのでしょうか。

○河上悦章議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長（登壇） 職員の勤務条件等につきましては、城南衛生管理組合の条例により規定をさせていただきまして対応いたしておりますので、職員に対する不利益等は一切ないものと考えてございます。

○河上悦章議長 坂下弘親議員。

○坂下弘親議員 ということは、この条例はあってもなくてもいいということなんですか。

○河上悦章議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長（登壇） 本条例でございますけれども、当然、地方公務員法に基づいて制定することが規定をされておりますので、制定が必要だということで今般提出させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 坂下議員。

○坂下弘親議員 じゃ、これが今までできていなかったということは、どこに責任があるんですか。次の2号のほうも昭和22年となっておりますけれども、これは管理者の責任なのか、それとも職員が怠慢だったのか、どちらに責任があるんですか。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） ただいま提案いたしております人事行政に関する条例の制定でございますけれども、議員ご指摘のように、地公法が既に平成16年に改正さ

れ、17年4月1日から施行されておりまして、その間、当組合としてこうした条例が制定できなかったことにつきましては、我々理事者において適切な時期に議会にご提案すべきところをできていなかったということで、我々に責任があると考えております。

それとあわせて、先ほどのご質問の中で、この条例を制定する、しないによって直接それに基づいて職員の勤務条件がどうなるというものではございませんので、その点もつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 水谷議員。

○水谷 修議員 会議規則で発言回数が定められていると思います。私は一問一答で質疑もしたらいいので、この際、会議規則を変えるか、今の発言について取り扱いをどうするのか、議長において整理をしていただきたいと思います。

○河上悦章議長 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時40分 再開

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

城南衛生管理組合議会会議規則第54条、質疑は同一議員につき同一議題について3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではない、こういう規定がございます。この規定に基づいて今回の発言を認めさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

他にこの件で質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。第1号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例
を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただいま議題となりました議案第2号、城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、先ほどご可決をいただきました人事行政の運営等の状況の公表に関する条例とともに、新たに情報の公開を行い、行政の透明性を高めますため、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、本組合の財政に関する事項の公表について、公表の内容、方法など、必要な事項を定めるものでございます。

公表の事項でございますが、お手元に配付いたしております議案第2号資料に記載をいたしておりますとおり、毎年2回、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他管理者が必要と認める財政に関する事項を公表するものでございます。

公表の方法につきましては、組合の広報紙やホームページに掲載する方法など、より住民の皆様の目に触れやすい方法を採用するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。第2号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第6、議案第3号、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただいま議題となりました議案第3号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第3号資料に基づきましてご説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、以下整備法とさせていただきますが、平成24年6月20日に成立し、6月27日に公布されたところでございます。

本案は、整備法の施行によりまして、障害者自立支援法の名称が改正され、本組合条例におきまして介護補償を定めました第10条の2第2号中において、法律名称を引用しています部分の改正と、整備法により「共同生活介護」が「共同生活援助」へ統合されることによります法律引用部分の項ずれなど、所要の改正を行う必要が生じたため、提案いたしますものでございます。

なお、施行期日につきましては、整備法の施行期日により、第1条の規定は平成25年4月1日から施行し、第2条の規定は平成26年4月1日からの施行といたしております。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。第3号議案を可決するに賛成の議員の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）

○河上悦章議長 次に、日程第7、議案第4号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただいま議題となりました議案第4号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は年度の最終予算でございますので、歳入では処理手数料、資源化物の売り払い収入、発電収入の増減調整並びに事業執行に伴います契約減など、年度末までの歳出過不足の調整を行うものでございます。補正額は歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,608万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,052万4,000円といたすものでございます。

補正予算の概要につきましては、お手元の議案第4号資料によりましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず1ページ目、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、資料5ページに明細を記載いたしておりますとおり、事業系ごみの搬入量が増加しましたことや、昨年8月の京都府南部地域豪雨災害により発生しました災害廃棄物の処理手数料が追加されたことなどにより、合計4,386万9,000円を増額いたしております。

次に、財産収入では、基金の運用利子収入や工場のオーバーホールから発生しましたスクラップなどの売り払い収入が追加となりましたが、資料6ページの内訳のとおり、ペットボトル、鉄、アルミやクリーン21長谷山の磁選物売却などの契約単価が経済状況の低迷により低下したことにより、合計463万2,000円を減額いたしております。

次に、繰越金では、平成23年度決算剰余金6,193万円を歳入に編入いたしております。

次に、諸収入では、クリーン21長谷山のごみ発電に関しまして、ごみの集中など効率的な発電に努めました結果、1,696万1,000円を追加できましたほか、京都府南部地域豪雨災害時の落雷によります組合施設の被害などに対する建物災害共済金574万円など、合計2,365万5,000円を増額いたしております。

次に、組合債では、対象となります2事業の契約減によりまして、合計670万円を減額いたしております。今申し上げました分担金以外の財源として1億1,812万2,

０００円の増加となっております。

一方、歳出でございますが、主な補正内訳といたしまして、裏面２ページの上から、人件費では、特別希望退職者１名分の退職手当の追加、育児休業その他異動などに伴う職員給与の一部減がございまして、差し引き２８０万円を増額いたしております。

次に、物件費では、各工場の機器保守点検整備委託料の契約減など、合計２，１１２万４，０００円を減額、補助費では、環境まつり負担金の一部減など、合計１５１万円の減額、普通建設事業費では、折居清掃工場更新事業の環境影響評価業務、粗大ごみ処理施設等建設事業の工事及び施行管理費の契約減や各工場の定期点検整備工事費の契約減など、合計３，６９６万６，０００円をそれぞれ減額いたしております。

次に、公債費では、借入利率の減により２８万７，０００円を減額するものでございます。

最後に、積立金では、歳入でご説明いたしました基金の運用収入４万１，０００円を追加いたしますとともに、地方財政法第７条の規定に基づき、前年度決算剰余金６，１９３万円の２分の１を下らない金額として、３，０９６万６，０００円を財政調整基金に積立し、次年度以降、分担金負担の平準化など、今後の財政需要に備えるものでございます。

これらの歳出総額として、契約の減を中心に総額２，６０８万円を減額するものでございます。

以上、今説明を申し上げました分担金以外の歳入の増、歳出の減を受けての市町分担金でございますが、１ページ、歳入内訳最上段のとおり１億４，４２０万２，０００円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして構成市町にお返しすることといたしております。

次に、３ページの繰越明許費設定の概要でございますが、資料最後の７ページをご参照ください。平成２４年度予算で計上いたしております沢第２清掃工場解体撤去工事を平成２５年度に繰り越すことが余儀なくされましたことに伴います繰越明許費の設定を内容といたすものでございます。これは、環境省からの財産処分の承認が遅れたことなどによりまして、平成２４年度内の着工が不可能となりましたため、これを平成２５年度に全額繰り越し、２カ年度の解体工事工程を２５年度内で完成させるべく、鋭意進めてまいりたいと存じております。

以上が補正予算の主な内容でございまして、これらの内容を議案第４号として補正予算書を編成いたしております。よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

水谷議員。

○水谷 修議員 繰越明許の沢の解体事業ですが、１者になった理由は何だったんでしょうか。俗っぽく言えば単価が合わなかったから業者の方が来られなかったということなのか、何か特段の理由があったと判断をされているのでしょうか。その内容によれば今後どうするかが変わってくるかと思いますので、ご説明と今後の対応について、同じ

額でもう1度入札を執行するののかも含めてご説明いただきたいと思います。

○河上悦章議長 浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長（登壇） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

本工事の一般競争入札執行については、今年の1月10日付で公告、告示を行い、数者から入札参加申込書の提出がありました。しかしながら、資格審査を行った結果、最終的に1者となりましたことから、既にお知らせいたしておりますとおり、中止としたものでございます。

なお、再入札につきましては、先ほど管理者の説明の中にもありましたけども、平成25年度中の工事完成を目指して入札の再構築を鋭意進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解願います。

○河上悦章議長 水谷議員。

○水谷 修議員 聞いているは、再構築の中身はどうするんですかと。単価の問題なのか、業者の選び方の問題なのか、はたまた仕様書を何かしら変えるということなのか。要するに、1者になったのは、業者の申し込みがあったけども、選考すればいろいろあったというご報告であれば、そうすると、何かを変えなあかんわけでしょう。何が原因でどう変えるのかということについてご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） 先ほど施設部長からお答えをいたしましたとおり、数者から参加申し込みがあり、資格審査の結果、1者になったということでございますので、1者となりました理由は資格審査においてなったということでございます。したがって、再入札の構築に当たりましては、そういったことも含めまして改めて整理をした上で実施をしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○河上悦章議長 水谷委員。

○水谷 修議員 それこそ3回目ですよ。

だから、何が課題にあって、何を整理するのかということを最初から聞いているわけで、それを聞いているのに、その辺は検討すると言われても困るので、そこを教えてください。何が課題だったのか、何を整理するのか。

今の話でいくと、金額の問題であったというわけではないということでしょう。そうすると、業者の選考のハードルを変えるということであるのであればそう言っていただいたらいいわけで、何のハードルを変えるのかどうか、実績か何かで言うのなら、特殊

な沢清掃工場を解体する実績を持っておられるところは少ないかもしれません。そういう問題なのか、そこを最初から聞いていますので、場合によれば議長の許可をいただいて4回目をせんなんということになってしまいますので、説明をちゃんとしていただきたいと思います。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） 資格審査の結果ということでございまして、資格審査におきましては一般的に入札参加の資格として、その時点で法令に違反した事項がないかとか、あるいは指名停止を受けていないかどうかとか、そういった審査をいたします。それとまた、解体でございますが、焼却炉を含めた解体でございますので、ダイオキシン等々の対策も十分できるような実績があるということも1つの資格になってございます。

そういったことにつきまして、改めて入札を実施する場合、また同じようなことになってはいけませんので、同じような内容でいけるのか、あるいは中身を変えなければ実施できないのか、その辺のことも含めまして十分整理した上で再実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○河上悦章議長 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。第4号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算

○河上悦章議長 次に、日程第8、議案第5号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただいま議題となりました議案第5号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

組合は昨年、組合設立50年を迎え、新たな50年に向けました第一歩となります新年度の予算として、将来の安心・安全な廃棄物の処理に必要な施設の更新事業計画を進めることとしており、その他、工場運転の処理経費など、これに必要な歳入歳出予算を計上いたしましたところでございます。

これまでも管内の住民の皆様に関心で安全な廃棄物の適正処理を提供するとともに、循環型社会の構築を基本方針に取り組んでまいりました。これからの50年間におきましても、この先人たちの努力により築いてまいりました住民の貴重な財産でございます廃棄物処理施設を次の世代に引き継ぎ、さらに安心で安全な施設運営に万全を期すため、折居清掃工場の更新事業、その他プラスチック製容器包装資源化施設を付設しました奥山リユースセンターの更新事業の2つの事業を今後10年間の最重要事業と位置づけ、整備計画を進めているところでございます。

このため、平成25年度は組合運営の3つの基本方針のもと、議案第5号資料1ページに記載いたしております、今申し上げました2番、3番目の更新事業を柱としまして、6つの取り組み施策など各種事業を進めることといたしており、これに必要な平成25年度の歳入歳出予算総額は、議案第5号資料1ページ目最下段に記載のとおり、42億9,724万6,000円で、前年度比較で8.3%、3億3,064万2,000円の増額となっております。

一方、事業費を賄います市町分担金は32億7,748万3,000円、前年度比較2.1%、6,842万7,000円といたしております。

これは裏面の2ページに歳入と歳出の内訳を記載しておりますが、1つには歳出の表の上段、人件費の欄で、これまで取り組んでまいりました行財政改革により、平成13年度の一般職員数166人から、再任用職員を除きますが、平成25年度では89人と減少し、職員給与費の総額は大きく減少しておりますが、定年退職者数の増加により、前年度費9%、8,304万2,000円の増加となりましたこと。2つには、物件費が電気料金の値上げなどの影響に伴いまして前年度比3.6%、5,834万1,000円と工場の運営経費などが増加いたしましたこと。3つには、普通建設事業費で粗大ごみ処理施設等更新工事の2カ年目工事を進めますため、事業費の年度割が増加したことなど、前年度比28.1%、1億8,613万2,000円の増加となったことが歳出増加の主な要因でございます。

また、歳入では、経済状況の低迷により、組合の独自財源でございます資源化物の売却単価が減少し、財産収入が3,697万円減少する一方、諸収入でいわゆるFIT制度でございます再生可能エネルギー固定価格買い取り制度への移行により、クリーン21長谷山の発電収入が増加し、諸収入で4,622万3,000円増加するなど、プラスマイナスの要因が発生しております。

こうした要素により、平成25年度当初予算は、議案資料17ページの附表1、事業

費及び分担金の推移のグラフのとおり、退職手当の増加や粗大ごみ処理施設の建設事業費の増など臨時的な要因により、事業費は8.3%の増加となっておりますが、市町からの分担金につきましては前年度費2.1%の増加に抑制が図れ、これまでの40億円台後半を超える分担金の規模から、この3年間は取り組んでまいりました行財政改革の累積効果があらわれました33億円台という小さな規模となっております。

以上の内容につきまして、平成25年度一般会計予算書及び予算説明書のとおりに編成をいたしましたところでございます。よろしくご審査をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により、議長において、鷹野雅生議員、田辺勇氣議員、内田文夫議員、中坊陽議員、太田健司議員、阪部正博議員、島宏樹議員、浅見健二議員、坂下弘親議員、水谷修議員、矢野友次郎議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長との互選を行い、その結果を議長にまで報告をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には鷹野雅生議員が、副委員長には中坊陽議員が、それぞれ当選されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第9 休会について

○河上悦章議長 次に、日程第9、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により2月15日から3月26日までの40日間を休会いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月15日から3月26日までの40日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程はすべて議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は3月27日、午後1時から会議を開きます。

なお、一般質問の通告締め切りは2月28日、午後5時までとなっておりますので、
ご承知おきを願います。

以上でございます。ご苦労さまでございました。

午前 11 時 18 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 西島 寛道

議 員 片岡 英治

議案第1号

城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表
に関する条例を制定するについて

城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関
する条例を、次のとおり定めるものとする。
平成25年2月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合人事行政の運営等の状況の公表
に関する条例（案）

- （趣旨）
- 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。
- （報告の時期）
- 第2条 任命権者は、毎年12月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
- （報告事項）
- 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告した職員及び非常勤職員（法第28条の除時第1項を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
- （1） 職員の任免及び職員数に関する状況
 - （2） 職員の給与の状況
 - （3） 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - （4） 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - （5） 職員の服務の状況
 - （6） 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
 - （7） 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - （8） その他管理者が必要と認める事項

- (公平委員会報告)
- 第4条 公平委員会は、毎年12月末までに、管理者に
対し、前年度における業務の状況を報告しなければ
ならない。
- (公平委員会の報告事項)
- 第5条 公平委員会は、前条の規定により報告しなければ
ならない事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (公表の時期)
- 第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告
を受けるときは、毎年3月末までに、第2条の規定に
よる報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定に
よる報告を公表しなければならない。
- (公表の方法)
- 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行
う。
- (1) 組合広報紙に掲載する方法
- (2) 組合ホームページに掲載する方法
- (委任)
- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が
別に定める。
- 附 則
- この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第2号

城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例を
制定するについて

城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例を、次
のとおり定めるものとする。

平成25年2月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合財政状況の公表に関する条例
(案)

- (趣旨)
- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。
- (公表の回数)
- 第2条 財政状況の公表は、毎年2回これを行うものとする。
- (公表の内容)
- 第3条 財政状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者が必要と認める財政に関する事項
- (公表の方法)
- 第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法で行う。
- (1) 組合広報紙に掲載する方法
- (2) 組合ホームページに掲載する方法
- (委任)
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- 附 則
- この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第3号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成25年2月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年城南衛生管理組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

平成 24 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度城南衛生管理組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 26,080 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,940,524 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（組合債の補正）

第 3 条 既定の組合債の変更は、「第 3 表 組合債補正」による。

平成 25 年 2 月 14 日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

議案第 5 号

平成 2 5 年度城南衛生管理組合一般会計予算

平成 2 5 年度城南衛生管理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 2 9 7, 2 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(組合債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 組合債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

第 2 号

(3 月 2 7 日)

平成25年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成25年3月27日

午後0時59分 開議

1 出席議員

鷹	野	雅	生	議	員
田	辺	勇	気	議	員
細	見	勲		議	員
山	本	邦	夫	議	員
内	田	文	夫	議	員
谷	口	重	和	議	員
中	坊	陽		議	員
西	島	寛	道	議	員
太	田	健	司	議	員
阪	部	正	博	議	員
増	田	貴		議	員
若	山	憲	子	議	員
島		宏	樹	議	員
塚	本	五三藏		議	員
浅	見	健	二	議	員
石	田	正	博	議	員
片	岡	英	治	議	員
河	上	悦	章	議	員
坂	下	弘	親	議	員
西	川	博	司	議	員
水	谷	修		議	員
矢	野	友次郎		議	員

2 説明のため出席した者

山	本	正	管	理	者			
橋	本	昭	副	管	理	者		
堀	口	文	副	管	理	者		
信	貴	康	副	管	理	者		
西	谷	信	副	管	理	者		
汐	見	明	副	管	理	者		
竹	内	啓	専	任	副	管	理	者
寺	島	修	事	業	部	長		

浅 田 清 晴	施設部長
清 水 孝 一	事業部次長
西 山 正 和	会計管理者
杉 崎 雅 俊	財政課長
川 島 修 啓	施設課長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長
町 田 正 晴	折居清掃工場長
伊 庭 利 夫	業務課長
大 田 博 之	広報情報課長
辻 巧	奥山リユースセンター所長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
長 村 優	グリーンヒル三郷山所長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

太 田 博	議会事務局長
橋 本 哲 也	財政課主幹

4 議事日程

日程第 1	諸報告について	
日程第 2	一般質問	
日程第 3	議案第 5 号	平成 2 5 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 4	議会議案第 1 号	城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する 条例を制定するについて
	議会議案第 2 号	城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する条 例を制定するについて
日程第 5	議案第 6 号	城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条 例を制定するについて
日程第 6	議案第 7 号	城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一 部を改正する条例を制定するについて
日程第 7	議案第 8 号	平成 2 4 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第 2 号)
日程第 8	閉会中継続調査の申し出について	

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 8

午後 0 時 5 9 分 開会

○河上悦章議長 ご苦労さまでございます。

会議前の連絡事項についてご報告いたします。

ただ今の出席議員数は22人、全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成25年2月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきまして、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、会議録及び会議記録のホームページ掲載についてでございます。

平成25年2月14日開催の議会運営委員会において協議の結果、平成25年2月以降開催の本会議会議録及び各常任委員会、特別委員会の会議記録をホームページに掲載することに決定いたしましたので、報告いたします。

日程第2 一般質問

○河上悦章議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

片岡英治議員。

○片岡英治議員（登壇） 一般質問でございますけれども、3時半から私どもの方、行事が入っておりますので、20分ぐらいで切り上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

早速、それでは、お尋ねをいたします。

本件に係る過去の議論はあったかが1問目でございますけれども、これは先の廃棄物常任委員会においてかなり出てまいりました下水道の一括処理の問題とか、いろいろなことが出たわけですが、こういった、要するに城南衛生管理組合の抜本的な改革ということについて議論があったかというふうにお受け取りをいただきたいと存じます。

それから、2問目の本件の進捗状況または方針について、これは1問目を受けて、それがずっと進んでいるのかどうか、それとも全くほかの方法でやっていかれるのかと、こういうことでございます。

それから、3番が各市町の分担計算の根拠は、それから、4番目が取扱手数料の処理はということでございますけれども、何を今さらというふうに言われかねませんけれども、私は余りこの会議に出てまだこれを聞いたことが記憶がございませんので、改めて今回お尋ねしてみたいというふうに思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

(「PFI、PFI」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 片岡議員、PFIが説明がなかったですね。

○片岡英治議員 済みません。PFIのメリットでございますけれども、PFIあるいはDBO、これについてのメリット、デメリットを教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○河上悦章議長 片岡議員、本件という言葉がちょっと意味がわかりませんので、具体的に本件についてご説明いただけますか。

○片岡英治議員 済みません。本件といいますのは、常任委員会で出ました下水の一括処理ということでございます。そういった改革を含めたことを本件というふうに申し上げたので、説明が不足して申しわけありません。

たび重ねて申しわけありません。件名が、1番、し尿処理業務の下水道一括処理について、先ほど申し上げました1番から4番まで、それから、2番目のPFI導入と、ということでございます。申しわけありません。

○河上悦章議長 浅田施設部長。

○浅田清晴施設部長（登壇） ただ今の片岡議員のし尿処理業務の下水道一括処理についてのご質問にお答えさせていただきます。私の方からは、1点目と2点目の件についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の下水道一括処理についての進捗状況または方針についてでございますが、組合の生活排水処理基本計画から、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は今後においても減少することが予想されます。昨年10月開催の廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会においてご報告申し上げましたが、平成23年度に実施しましたクリーンピア沢の精密機能検査結果では、施設稼働15年が経過する中、施設の経年劣化の程度は比較的軽微な状態ですが、他団体の類似施設においては、稼働後20年程度で基幹的设备等を更新する状況にあり、このことを考慮すると、クリーンピア沢においても今後5年以内に基幹的设备等の更新が必要と考えられます。

また、精密機能検査結果では、施設の状況等から、1つには施設の全面更新、2つには低負荷運転に対応する施設の大規模改修、3つには全量下水道投入の3つの方向性が示されました。そのため、組合における今後のし尿及び浄化槽汚泥処理については、これら3つの選択肢のうち、効率性及び経済性の両面から判断して最も妥当な方策を今後具体的に検討し、方針決定してまいりたいと考えております。

続きまして、下水道一括処理について議論が過去においてあったかについてでございますが、組合のし尿及び浄化槽汚泥の処理につきましては、構成市町の下水道事業の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量が年々減少傾向となることを踏まえ、現有施設でありますクリーンピア沢の建設に当たっては、過大施設とならないよう施設を縮小し

て建設を行う計画とし、将来、組合のし尿処理施設単独で処理が可能となるまでの間、その処理能力を超える分について、京都府木津川流域下水道処理区域内のし尿に限って、隣接する洛南浄化センターへの投入により委託処理を行ってまいりました。

クリーンピア沢稼働以来、平成16年度までは、クリーンピア沢及び沢第2清掃工場の2つのし尿処理施設と一部下水道投入による併用方式でし尿等の処理を行い、平成17年度からは、さらに効率・効果的かつ経済的運営を図ることを目的に、沢第2清掃工場を平成16年度末に休止し、その後、1つのし尿処理施設と一部下水道投入による併用方式で平成23年度末まで処理を行ってまいりましたが、今年度からクリーンピア沢単独での処理が可能となりまして、し尿等の適正処理に努めているところでございます。

このように、これまでは木津川流域下水道処理区域内の一部のし尿に限って下水道による委託処理を行うことについての議論はございましたが、下水道一括処理についての議論はございませんでした。

し尿処理関係については以上でございます。

引き続きまして、DBO方式のメリットについてのご質問にお答えさせていただきます。

DBO方式は、施設整備事業と運営事業を一括発注することで、民間事業者は将来の運転、維持管理業務を見据えた施設整備が可能となり、より費用対効果の高い設計・施工が期待できます。

施設整備事業におきましては、公設公営と同じく起債や交付金等の対象となることから、これらを活用し建設工事を行えるメリットがございます。運営業務におきましては、長期計画の視点や創意工夫により効率的な人員配置や資材の調達・修繕等を行える等のメリットがございます。また、運営委託費につきましては、人件費や補修費等の固定費部分とごみ処理等に伴い変動する変動費部分との2つの合計額で支払うこととなり、運営業務を長期に委託するため、一定額の委託費の支払いが固定化することにより、構成市町の財政負担の軽減が見込まれるものと考えております。

また、これまでの公設公営方式では、定期点検整備工事などは随意契約による単年度発注となることから競争性は働きませんが、DBO方式の場合、これらも含めて一括発注方式となることから、契約当初に競争性が働き、事業費の軽減が見込まれるものでございます。

私からは以上でございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○河上悦章議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長（登壇） それでは、私の方から、し尿処理業務の下水道一括処理についてのうち、各市町分担金計算の根拠と取扱手数料の処理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

各市町分担金の計算根拠についてでございますが、組合運営経費の主な財源であります市町分担金の負担方法につきましては、地方自治法の規定において、事務組合を共同で設立する主体である構成市町の協議に基づき規約で定めることとされており、組合規約では、第12条第2項に、分賦金負担の割合は議会において定めると規定されており

ます。

この規定に基づきまして、「城南衛生管理組合経費の分賦金負担の割合を定めるについて」が本組合の議会で議決され、賦課方法として定められております。さらに、この定めに従って、経費区分ごとの市町の分担率を定め、予算の議決をもって構成市町に負担を求めるものでございます。

議決事項でございますが、改めて積算の概略をご説明申し上げます。

対象といたします経費を議会費や総務費などの共通経費、し尿委託費や徴収費などのし尿収集経費、し尿処理費をし尿処理経費とし尿処理施設建設事業経費、その他、し尿収集運搬委託企業転廃業助成経費に細分した上で、それぞれの経費ごとに充当いたします手数料収入などの財源を控除した後の所要額を分担金として市町が負担するものでございます。その計算方法は、前年暦年の搬入量等、組合施設の利用割合に応じて算定いたしておりますが、構成市町が共同運営における責任分担と施設利用による応分な負担をすることを基本に算定することとされております。

続きまして、取扱手数料の処理についてでございますが、し尿収集業務は、先ほどご説明いたしました組合規約において組合の共同処理する事務と定められており、規約に定められた時点から構成市町では処理できなくなり、組合がその機能を担うことになるものでございます。したがって、規約に基づき、し尿収集と処理業務を行っている城南衛生管理組合が徴収するものでございます。先ほど分担金の定めでご説明いたしましたとおり、条例に基づき、収入しました手数料を組合施設運営の財源として充当し、その残額を分担金として構成市町が負担することとされております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 片岡議員。

○片岡英治議員 ありがとうございます。し尿処理業務に大きな1番、2番、これを…

○河上悦章議長 片岡議員、起立してお願いします。

○片岡英治議員 大きな1番の(3)、(4)ですね。分担金の根拠あるいは取扱手数料。

分担金につきましては、質問を出した後でいろいろ資料を調べて、大体、共通経費が宇治市の場合は50%、それから、宇治市はし尿の取扱量が53%でございますから、大体50%ぐらいはいいのかなというふうなことで、手数料について宇治市がどうか、そういうことを申し上げているわけではございませんけれども、何しろ負担金額が非常に多いんですよ。平成7年から25年までの19年間で386億円、全部で城南衛生管理組合に出しているんですね。386億円ですよ。これはちょっとびっくりしました、数字を見て。平均、年20億円出しているんですね。だから、これだけ出しているんだから、せめて手数料ぐらいは、これは宇治市の計算で差引いてほしいというふうに思っていたんですが、それを差し引くと、その足らずをまた宇治市の方も皆さんと同じように3市3町で分担するということで、結局同じことになるわけですけども。この間

題はもう掘り下げをやめておきます。

この城南衛生管理組合の抜本改革という点についてでございますけれども、私は実は昨日、行政視察に1人で行ってきたんです。草津の湖南広域行政組合の環境衛生センターです。ここはし尿しかやっていません。ごみは4市各市でやっています。草津市の場合は全部民間委託です。収集、処理、民間委託。それから、し尿関係については、何と職員さん、5人なんです。所長という方が53歳の方で、あと、技術職2名、嘱託職員2名、そのうち事務の嘱託、女性の嘱託職員がいらっしゃいますけれども。

何で所長の年齢を申し上げたかという、高等学校を卒業してすぐにこの管理センターに所長は就職されたわけです。その頃には当組合と同じように大がかりな人数がおりました、30人。それで、その所長が何とここに視察に来ているんですね。ところが、管理センターの方は今から15年前に大改革を行って、今の所長と全員で5人でやっているんです。だから、細かい数字は挙げることは控えますけれども、非常に小さなところでやっている。4市でやられておりますから、そのうち2市は利用者が払っている手数料だけなんです。草津の場合は18リッターで220円、2市はこれだけでずっとやってこれたんです。あとの2市は採算が合わなくなってきたので、2市がそれぞれ収集業者に負担をしているということなんです。

土日はクボタ環境サービスという大手のこういったたぐいの会社ですけれども、土日は何とクボタさんのところは機械警備で管理しているんです。4人で管理する。センターの職員さんは今申し上げた正職員が2名で、あと2名少々。だから、私が行った間中、電話がかかってくると所長さんがすぐ席をあけて電話をとる。こういう状況で運営されていると非常に経費が安くつくわけでございます。だから、こういったふうな、35年前に改革をして、今、少人数で少ない経費でやっているところが非常にうまく運営できている。そのことを私は申し上げたいわけだったんです。

したがって、この辺にもそういうところがたくさんあるわけでございます。静岡県磐田市は、あそこの市でし尿管理をやっております。山口県の宇部市もそうです。京都府下にもあります。だから、そういったところをどんどん視察していただいて、19年間で386億、そして、これを抜本的に変えていただくというお考えがないならば、今後ずっと宇治市は約20億円の負担金を毎年出さんといかんのじゃないかというふうなことなんです。

ここは3市3町でございますから、宇治市、宇治市と宇治市のことばかり申し上げるのは何だと思えますけれども、私は宇治市選出の議員でございますので、特にこの改革ということについては今からでも遅くないと思います。プロジェクトチームを庁内で立ち上げていただいて、年間予算が43億ということであれば、もう1つの自治体ができていると同じようなものですから、これをこの湖南センター方式に改めていただいて、そして、各市町のご負担を減らしていただくということをぜひお願いしておきたい、このように思います。

それから、PFIでございますけれども、DBOともいうわけですね。これはデザイン・ビルド・オペレート、要するに公設民営。だけど、厳密に言えば、例えば委託するところが運営方式もやりますしデザインもやるわけですから、実際、資金提供だけということになるわけですね。今この折居清掃工場で従事しておられる約30名の職員さん

たちは、じゃ、どうなるのか。それプラス下請ということになれば、それがプラスになるんじゃないか。

だから、私はそういったことをきっちりと検討していただいて、これは本当に慌ててやっていたきたくないというふうに思っております。むしろ、まず、し尿処理関係をきっちりとやっていただいて、そして、ほかの市や町がやっているように、また自分自分の市や町に持ち帰ったって、これはそんなに大きな経費にはならないと私は思っております。むしろ各市が努力をして、民間委託に全面に切り替えるとかやって自助努力で解決し、し尿処理こそこの湖南の衛生管理センターのような方式をぜひ取り上げてやっていただきたいというふうに思います。

今はこれまでとしておきますけども、いつの日かまた城南衛生管理組合の議員としてカムバックさせていただきたいと思っております。それまでには私も努力していろいろと勉強してまいりたいと思いますので、ひとつプロジェクトチームを立ち上げるときには私も呼んでいただいてですね。湖南センターの資料も全部持っております。あそこは、最後にちょっとつけ加えておきますけれども、所長さんは技術畑の人ではありませんので、もし技術系のことをお聞きになりたいならば事前に聞いていただきたいということでございましたので、その一言をつけ加えさせていただいて、今回のところはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○河上悦章議長 これにて一般質問を終結いたします。

日程第3 議案第5号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算

○河上悦章議長 次に、日程第3、議案第5号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

鷹野雅生予算特別委員長。

○鷹野雅生議員（登壇） こんにちは。ただ今議題となりました議案第5号、平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月14日の本会議において設置をされ、平成25年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私鷹野が、副委員長には中坊陽議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月18日に招集し、説明には正副管理者をはじめ、専任副管理者並びに関係部課長、各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括

質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります、第5号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第5号議案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望にこたえていかれるよう切に要望するものであります。

また、当日、委員各位におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。また、あわせて、中坊副委員長さんのご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○河上悦章議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。第5号議案は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議会議案第1号 城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を
改正する条例を制定するについて
議会議案第2号 城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改
正する規則を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第４、議会議案第１号、城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて及び議会議案第２号、城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについての２議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第３８号第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

○水谷 修議員 議長、異議あり。

○河上悦章議長 水谷議員。

○水谷 修議員 提案理由の説明はしていただいたらいいんじゃないでしょうか。省略する理由は何でしょうか。

○河上悦章議長 議会提出議案１号、２号両議案は、総務省より交付されております地方自治法の一部を改正する法律の対応として、昨年１１月２０日の議会運営委員会で改正内容説明を受け、その後、組合議会関係抜粋の資料を全議員に配付するとともに、議会運営委員に各市町選出議員への内容説明を依頼し、周知を図った次第であります。その後、本年３月１９日の議会運営委員会において協議の上、両議案を議会提出議案とすることに決定し、再度、各市町選出議員に説明を依頼してきたところであります。

よって、両議案は議会慣例に従い、議案理由については省略いたしたく思いましたが、提案理由の説明を省略することに異議申し立てがございましたので、会議規則第８３条第２項の規定により、起立による採決を行います。

○水谷 修議員 議長、議事進行。

○河上悦章議長 水谷議員。

○水谷 修議員 ただ今の議長のお話によると、それぞれの３市３町の議会に報告をして意見の聴取がされたかのようなのですが、後で言われた部分、何か意見の調整をされたわけでは私はありません。宇治の議会では持ち帰って協議しておりませんので、議長のご説明が違うと思えます。精査いただきたいと思います。

○河上悦章議長 暫時休憩いたします。

午後１時３４分 休憩

午後１時５０分 再開

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第４、議会議案第１号及び第２号の両案についての提案説明を行うことにいたします。

塚本議員。

○塚本五三蔵議員（登壇） ただ今議題となっております議会提出議案の１号、２号両案について、提出理由の説明をいたします。

平成２４年９月５日に交付されました地方自治法の一部を改正する法律を踏まえ、当組合議会での対応は、昨年１１月２０日開催の議会運営委員会において改正の概要を説明を受けた後、日程の関係上、議会運営委員に各市町選出議員に伝達と説明の依頼を行い、各議員にも地方自治法の一部改正の概要（組合議会関係抜粋）を配付して周知を図らせていただきました。

今回の一部改正による当組合議会に関する改正事項といたしましては、１つに、地方議会制度の見直し、これは会期の通年制導入でございます。

２つには、委員会に関する規定の簡素化、これは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する規定を一本化し、委員の選任及び在任期間などについては条例で定めるものでございます。

３つには、本会議においての公聴会及び参考人招致制度の創設であります。これまでは委員会のみに認められていましたが、本会議においても創設するものでございます。

４つには、特例一部事務組合についてであります。これは、構成団体の議会をもってその組合の議会とするものでございます。

以上の４つの改正についてであります。この間、構成市町議会の動向を見きわめた上で、当組合議会におきましては、委員会に関する規定の簡素化及び条例委任、本会議においての公聴会及び参考人招致制度の創設の条例及び規則の改正にとどめ、地方議会制度の見直し、特例一部事務組合の改正については、今後、近隣市町議会の動向を見て協議をしていただくことといたします。

よって、今回の改正地方自治法によります組合議会での改正事項は、委員会に関する規定の簡素化及び条例委任と本会議においての公聴会及び参考人招致制度の創設の２項目といたし、議会議案第１号、城南衛生管理組合委員会条例の一部を改正する条例を制定するについてと議会議案第２号、城南衛生管理組合議会規則の一部を改正する規則を制定するについてを議会提案議案として提出させてもらったものであります。

以上で説明を終わります。

○河上悦章議長 説明が終わりました。

これより両案一括して質疑にはいります。質疑はございませんか。

水谷議員。

○水谷 修議員 ただ今、委員長からご丁寧な提案理由説明をいただきましたが、委員長の提案理由の説明にありました各議会運営委員から構成市町選出の議員には説明をされたということでございますが、私は正直、詳しく聞いていません。なぜ法改正があった分のこの部分だけをそういうことにするかということなどについては、何ら聞いてお

りません。今日の会議日程はこれですというのを昨日か一昨日聞きましたけども、そんな協議の経過については聞いていません。

したがって、提案者の西川議員にお伺いしますが、持ち帰ってどういう協議をしたんですか。各構成市町の中でそれぞれの会議規則や条例とどこがどういうふうに調整があって、この部分については各構成市町の議会の会議規則や委員会条例と食い違いがあるから先送りにしようとかいうふうに整理をしたのか、また、持ち帰った宇治の議会での協議の結果についてはどうだったのか、ご説明いただきたいと思います。

○河上悦章議長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 6 分 休憩

午後 2 時 0 9 分 再開

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
西川議員。

○西川博司議員(登壇) 説明をさせていただくということでさせていただいたんですが、説明は行き届いておりませんでした。持ち帰って検討するまで至っておりませんでした。

○河上悦章議長 質疑はございませんか。
水谷議員。

○水谷 修議員 ほかの議会では持ち帰って協議されているようでございますので、もうこれ以上申しわけございませんので。議会運営委員会できちんと協議がされたということとありますので、手続に不備があるとは思いませんので、出された議案について態度を後で示したいと思います。

ただ、今回もそうですし、この間の数次にわたる地方自治法の議会に関する規定の改正は、議会活動の活性化というのが理由であります。例えば、今問題になっている委員会で条例案をまとめる、そういったときには委員会名で条例を出す、そういったことも含めて、あるいは参考人制度などを含めて積極的に活用することで議会を活性化しようなどというのが大体この間の数次にわたる地方自治法改正の趣旨です。

歴代の議長のもとでも委員会活動を活性化しようということが幾度となく議論されてきましたが、残念ながら、委員会の開催頻度あるいは委員会活動等についてどうあるべきかという議論は本議会であんまりの間進んでいるようには思いません。地方自治法の改正の趣旨に照らして議会活動を活性するように、今後しかるべきところで協議を進めていただきたい。このことは議員の諸氏の皆さんにもお願いをしたい。しかるべき時期に議会の活性化についてご協議いただくということをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

質問したことに十分答弁があったとは思いませんけども、ほかの選出の議会の皆さんにこれ以上ご迷惑かけるわけにもいきませんので、質疑は終わりたいと思います。あり

がございました。

○河上悦章議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議会議案第1号を採決いたします。議案第1号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、議案第1号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、議会議案第2号を採決いたします。議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、議案第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第5、議案第6号、城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第6号、城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、先ほど議会議案としてご可決をいただきました議会会議規則の改正に対応する提案でございますが、お手元の議案資料のとおり、平成24年の地方自治法の一部改

正に伴いまして、本会議におきましても公聴会の開催及び参考人の招致ができることとなりましたことから、実費弁償の支出の根拠を整備するものでございます。

規定整備の内容でございますが、法令等の規定により組合に出頭した参考人、証人、関係人等に対する実費弁償及び職員以外の者が組合の公務の補助を遂行するため旅行した場合における旅費支給根拠を第11条として新設整備するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本議員。

○山本 邦夫議員 簡単なことでちょっと教えてください。この資料にもありますが、この実費弁償で支給する額、別表に掲げる2級とありますが、また、括弧書きで、管理者が必要と認める場合にあっては1級と。この1級と2級の説明をしていただきたいのと、管理者が必要と認める場合というのはどういう場合なのか教えてください。

以上です。

○河上悦章議長 清水事業部次長。

○清水孝一事業部次長（登壇） お答えします。2級というのは、職員でいいすと7級以下の職務にある者、要するに部長級以下の者に支給するものであります。1級というのは特別職に支給する額をあらわしております。ですから、場合によりましては、その必要性を検討した上で、1級、2級というふうなことを支給の対象としたいというふうなものでございます。

○河上悦章議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。第6号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第6 議案第7号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第6、議案第7号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第7号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、本組合職員の退職手当について、国家公務員の退職手当制度の改正等を踏まえ、支給率の段階的な引き下げなど所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、改正条例の第1条において、退職手当の支給率を定めております別表の改正をするもので、既に改正された国家公務員と同様といたします。これにより、最高支給率は、現行の59.28から49.59となるものでございます。

お手元の議案第7号資料に記載をいたしておりますとおり、国家公務員の退職手当制度は平成25年1月1日に改正され、9カ月ごとの経過措置を設け、3段階で引き下げをされますが、本組合では、組合構成市町を含む府内各自治体との均衡も考慮し、平成25年4月1日から1年単位での経過措置を設け、3段階で引き下げることにしております。

次に、改正条例の第2条関係でございますが、これは、平成18年度までの旧制度と平成19年度以降の現行制度における経過措置がございますが、この経過措置につきましても、今回の制度改正と条件を同じにするために、平成18年度改正の旧条例について支給率を引き下げるものでございます。

条例施行日につきましては、平成25年4月1日からとしております。

なお、先般、本案に関します職員組合との協議が整いましたことを受けまして提案をいたすものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本議員。

○山本 邦夫議員 何点かお聞きします。

まず、実施時期の関係なんですけれども、現行からこの第1段階下げる、100分の98に下げる期間が25年1月1日から25年9月30日の間になっているのですが、施行日は平成25年4月1日となっていて、そことの関係、25年1月1日から3月末までの間の扱いというのは、ここで25年1月1日としているのは実際には関係ないのか

な。ちょっとそのあたりの説明、僕もちょっと不理解な部分がありますので、教えてください。

それから、各段階のところで財政ベースでの影響額と、それから、一定モデルを置かないとわからないかもしれませんが、個々人にとっての影響額について教えてください。

それから、組合との協議は先ほど整ったということで、合意をしたということで、職員の退職手当、収入が減るということに対してのいろいろ苦渋の思いで合意をされたんだろーと思いますけれども、協議、交渉の中で組合側から具体的に示された問題点とか、そういったこともあれば教えてください。

以上です。

○河上悦章議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長（登壇） 1点目の本条例改正の実施時期でございますけれども、議案第7号資料でお示しをさせていただいておりますけれども、経過措置としましては、本組合におきましては25年4月1日から1年単位で段階的に引き下げるものでございまして、条例の施行日につきましても25年4月1日でございます。議案第7号資料に表を載せておりますけれども、25年4月1日からは現行の定年の場合の最大支給率59.28が55.86になりまして、平成26年4月1日からはそれが52.44、27年4月1日からは49.59になるという制度でございます。

それから、退職金の影響額についてでございますけれども、個々人の積算、なかなか細かくは説明がしにくうございますので、平均的なモデルケースで4級の93号給の場合でございますけれども、現行の支給率で申し上げますと、2,426万9,424円、これが経過措置を踏みまして、最終的に27年度以降には2,050万6,797円という形になるものでございます。

それから、職員団体との協議でございますけれども、昨年10月に本制度の周知方、大綱の提起をさせていただきまして、実務折衝を含めまして数回にわたり交渉等をさせていただきました。職員団体の意見といたしましては、退職手当については、どこの団体でも基本的に制度的には国家公務員の支給率に準じた制度でございますので、それを城南衛生管理組合の職員においてのみ違う率で適用せよと、こういう思いはない、ただ、大きく職員の生活にかかわる問題でございますので、十分に論議をして、それからまた、給与制度全般について働きがいの持てるような制度に今後とも含めて改正なり必要な措置を考えてほしいという意見が主な内容でございました。

以上でございます。

○河上悦章議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。第7号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)

○河上悦章議長 次に、日程第7、議案第8号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第8号、平成24年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の追加をさせていただくものでございます。

その追加の概要でございますが、クリーン21長谷山エリアの工場用水を将来にわたって安定的に確保する必要性から、宇治田原町からの給水を受けますため、同町が実施します西ノ山配水池系統新設事業に係ります組合の負担額につきまして、期間として平成24年度から平成30年度までの7年間、このうち負担金支払いは通水開始後の平成26年度から平成30年度の5年間でございますが、宇治田原町との負担に係る協議が整いましたことから、協定書の締結を行いますため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

切り替えの必要性等につきましては、既に議員の皆様にはご報告を申し上げているところでございますが、議案資料として配付いたしております図面の青色の既設給水ラインの配管が経年劣化により老朽化し、山間地等を経由していますことから、近年の豪雨等の影響により露出破断する事故も発生し、その恒久的な対策が差し迫った課題となっている状況でございました。

このため、城陽市の水道給水から赤色の道路路盤地下に埋設配管する宇治田原町の水道給水に切り替えをするため協議を行ってまいりましたが、城陽市及び宇治田原町の格段のご配慮、ご理解を賜りまして、両団体において地方自治法及び水道法における必要な法的要求事項の手続等を経て、このたび実現に向けての協議が整ったところでござい

ます。

宇治田原町との協議結果でございますが、水道事業整備費上水道施設負担金の概要額として、新設に係ります同町事業費２億４，５００万円のうち、組合の負担額として約４８％の１億１，８００万円が新設事業に係る負担金となっております。この負担金額と当該事業費のうち、同町が組合負担額相当の公営企業債を発行される予定とされておりますことから、当該起債発行額に対する利子償還金を加算した額を組合が将来において負担する限度額としております。

以上、今回の補正予算は債務負担行為の追加のみの内容でございます、これらの内容を議案第８号補正予算書として作成いたしております。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。第８号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第８ 閉会中継続調査の申し出について

○河上悦章議長 次に、日程第８、閉会中の継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第７２条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして平成25年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして管理者からご挨拶がありますので、しばらくお待ち願います。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 平成25年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成25年度一般会計予算をはじめ、本日提案をさせていただきました議案につきましても、いずれもご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

平成25年度は次の50年に向けたスタートの年度となります。半世紀の歩みによって得られました住民の皆様の貴重な財産でございます廃棄物処理施設を次の世代にわたって継承していくことを我々の最大の使命と認識いたしまして、折居清掃工場更新事業に係ります最適事業者の選定準備、奥山リユースセンターの更新事業2カ年目の工事工程の推進、そして、その他プラスチック容器包装廃棄物の資源化処理の推進など地球環境への負荷削減、保全活動を展開してまいりたいと考えております。

また、地方財政の状況が厳しい中、行財政改革の歩みをとめることなく、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と連携し、安心安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の役割をしっかりと果たしまして、住民の皆様の信頼と安心を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○河上悦章議長 ありがとうございました。

以上でございます。ご苦労さまでした。

午後2時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 西島 寛道

議 員 片岡 英治

議会議案第 1 号

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 25 年 3 月 27 日提出

城南衛生管理組合議会

議員 塚本 五三藏

西川 博司

城南衛生管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合議会委員会条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第 3 条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 22 条第 2 項中「賛成者」を「、賛成者」に、「かたよらないように」を「偏らないように」に改める。

第 23 条第 2 項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改め、同条第 3 項中「こえ」を「超え」に、「制し」を「制止し」に改める。

第 24 条中「質疑する」を「質疑をする」に改める。

第 25 条の 2 第 2 項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法改正に伴う所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。

議会議案第 2 号

城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて

城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を、次のとおり定めるものとする。

平成 25 年 3 月 27 日提出

城南衛生管理組合議会

議員 塚本 五三藏

西川 博司

城南衛生管理組合議会会議規則の一部を改正する規則（案）

城南衛生管理組合議会会議規則（昭和 37 年城南衛生管理組合議会規則第 1 号）の一部

を次のように改正する。

目次中

「第14章 会議録（第111条—第114条）

第15章 補則（第115条）」を

「第14章 公聴会及び参考人（第111条—第117条）

第15章 会議録（第118条—第121条）

第16章 補則（第122条）」に改める。

第3条第3項、第8条第2項、第18条、第21条、第24条第2項、第36条及び第38条第1項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第54条中「こえる」を「超える」に改める。

第55条第2項及び第58条第4項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第61条第2項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改める。

第66条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第70条に次の1項を加える。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第83条第1項中「はかる」を「諮る」に改める。

第84条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第86条第1項中「はかり」を「諮り」に改める。

第93条第2項、第103条及び第105条第1項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第107条中「こえる」を「超える」に改める。

第115条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第122条とする。

第15章を第16章とする。

第114条を第121条とし、第111条から第113条までを7条ずつ繰り下げる。

第14章を第15章とする。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第111条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第112条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第113条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第114条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第115条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第116条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第117条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第114条(公述人の発言)、第115条(議員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法改正に伴う所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。

議案第6号

城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成25年3月27日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

提案理由

法令等の規定に基づき出頭した参考人等及び公務の遂行の補助のため旅行した職員以外の者に対し、実費弁償を支給するための所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第7号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成25年3月27日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例

第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条、第5条、第5条の2関係）

退職 理由	第3条			第4条		第5条	第5条の2
	普通退職			長期勤続後の退職		整理退職等	特別希望退職
	自己都合	11年未満勤続 定年等 勸奨 公務外死亡 通勤災害 傷病等	公務外傷病 （通勤災害 傷病除く）	11年以上 25年未満 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による 傷病	25年以上 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による 傷病	整理 公務上の傷 病又は死亡	
勤続 年数							
1	0.522	0.87	0.87			1.305	0.87
2	1.044	1.74	1.74			2.61	1.74
3	1.566	2.61	2.61			3.915	2.61
4	2.088	3.48	3.48			5.22	3.48
5	2.61	4.35	4.35			6.525	4.35
6	3.132	5.22	5.22			7.83	5.22
7	3.654	6.09	6.09			9.135	6.09
8	4.176	6.96	6.96			10.44	6.96
9	4.698	7.83	7.83			11.745	7.83
10	5.22	8.7	8.7			13.05	8.7
11	7.7256		9.657	12.07125		14.4855	12.07125
12	8.4912		10.614	13.2675		15.921	13.2675
13	9.2568		11.571	14.46375		17.3565	14.46375
14	10.0224		12.528	15.66		18.792	15.66
15	10.788		13.485	16.85625		20.2275	16.85625
16	13.3893		14.877	18.59625		21.663	18.59625
17	14.6421		16.269	20.33625		23.0985	20.33625
18	15.8949		17.661	22.07625		24.534	22.07625
19	17.1477		19.053	23.81625		25.9695	23.81625
20	20.445		20.445	25.55625		27.405	25.55625
21	22.185		22.185	27.29625		28.8405	27.29625
22	23.925		23.925	29.03625		30.276	29.03625
23	25.665		25.665	30.77625		31.7115	30.77625

24	27.405		27.405	32.51625		33.147	32.51625
25	29.145		29.145		34.5825	34.5825	34.5825
26	30.537		30.537		36.1485	36.1485	36.1485
27	31.929		31.929		37.7145	37.7145	37.7145
28	33.321		33.321		39.2805	39.2805	39.2805
29	34.713		34.713		40.8465	40.8465	40.8465
30	36.105		36.105		42.4125	42.4125	42.4125
31	37.149		37.149		43.9785	43.9785	43.9785
32	38.193		38.193		45.5445	45.5445	45.5445
33	39.237		39.237		47.1105	47.1105	47.1105
34	40.281		40.281		48.6765	48.6765	48.6765
35	41.325		41.325		49.59	49.59	49.59
36	42.369		42.369		49.59	49.59	49.59
37	43.413		43.413		49.59	49.59	49.59
38	44.457		44.457		49.59	49.59	49.59
39	45.501		45.501		49.59	49.59	49.59
40	46.545		46.545		49.59	49.59	49.59
41	47.589		47.589		49.59	49.59	49.59
42	48.633		48.633		49.59	49.59	49.59
43	49.59		49.59		49.59	49.59	49.59
44	49.59		49.59		49.59	49.59	49.59
45以上	49.59		49.59		49.59	49.59	49.59

(城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛生管理組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が」を「額にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものを除く。))にあつては、104分の87)を乗じて得た額が」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(退職手当の支給率に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に退職し、又は死亡した職員に係る退職手当の支給率は、それぞれ同表の左欄に対応する右欄に掲げる附則別表に定める支給率とする。

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	附則別表第1
平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	附則別表第2

3 第2条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるの

は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間においては「１００分の９８」と、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間においては「１００分の９２」と、「１０４分の８７」とあるのは、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間においては「１０４分の９８」と、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間においては「１０４分の９２」とする。

附則別表第１

退職理由	第３条			第４条		第５条	第５条の２
	普通退職			長期勤続後の退職		整理退職等	特別希望退職
	自己都合	11年未満勤続 定年等 勸奨 公務外死亡 通勤災害 傷病等	公務外傷病 (通勤災害 傷病除く)	11年以上 25年未満 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による 傷病	25年以上 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による 傷病	整理 公務上の傷 病又は死亡	
勤続 年数							
1	0.588	0.98	0.98			1.47	0.98
2	1.176	1.96	1.96			2.94	1.96
3	1.764	2.94	2.94			4.41	2.94
4	2.352	3.92	3.92			5.88	3.92
5	2.94	4.9	4.9			7.35	4.9
6	3.528	5.88	5.88			8.82	5.88
7	4.116	6.86	6.86			10.29	6.86
8	4.704	7.84	7.84			11.76	7.84
9	5.292	8.82	8.82			13.23	8.82
10	5.88	9.8	9.8			14.7	9.8
11	8.7024		10.878	13.5975		16.317	13.5975
12	9.5648		11.956	14.945		17.934	14.945
13	10.4272		13.034	16.2925		19.551	16.2925
14	11.2896		14.112	17.64		21.168	17.64
15	12.152		15.19	18.9875		22.785	18.9875
16	15.0822		16.758	20.9475		24.402	20.9475
17	16.4934		18.326	22.9075		26.019	22.9075
18	17.9046		19.894	24.8675		27.636	24.8675
19	19.3158		21.462	26.8275		29.253	26.8275
20	23.03		23.03	28.7875		30.87	28.7875
21	24.99		24.99	30.7475		32.487	30.7475
22	26.95		26.95	32.7075		34.104	32.7075
23	28.91		28.91	34.6675		35.721	34.6675
24	30.87		30.87	36.6275		37.338	36.6275
25	32.83		32.83		38.955	38.955	38.955
26	34.398		34.398		40.719	40.719	40.719

27	35.966		35.966		42.483	42.483	42.483
28	37.534		37.534		44.247	44.247	44.247
29	39.102		39.102		46.011	46.011	46.011
30	40.67		40.67		47.775	47.775	47.775
31	41.846		41.846		49.539	49.539	49.539
32	43.022		43.022		51.303	51.303	51.303
33	44.198		44.198		53.067	53.067	53.067
34	45.374		45.374		54.831	54.831	54.831
35	46.55		46.55		55.86	55.86	55.86
36	47.726		47.726		55.86	55.86	55.86
37	48.902		48.902		55.86	55.86	55.86
38	50.078		50.078		55.86	55.86	55.86
39	51.254		51.254		55.86	55.86	55.86
40	52.43		52.43		55.86	55.86	55.86
41	53.606		53.606		55.86	55.86	55.86
42	54.782		54.782		55.86	55.86	55.86
43	55.86		55.86		55.86	55.86	55.86
44	55.86		55.86		55.86	55.86	55.86
45以上	55.86		55.86		55.86	55.86	55.86

附則別表第2

退職理由	第3条			第4条		第5条	第5条の2
	普通退職			長期勤続後の退職		整理退職等	特別希望退職
	自己都合	11年未満勤続 定年等 勸奨 公務外死亡 通勤災害 傷病等	公務外傷病 (通勤災害 傷病除く)	11年以上 25年未満 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による 傷病	25年以上 定年等 勸奨 公務外の死亡 通勤による 傷病	整理 公務上の傷 病又は死亡	
勤続年数							
1	0.552	0.92	0.92			1.38	0.92
2	1.104	1.84	1.84			2.76	1.84
3	1.656	2.76	2.76			4.14	2.76
4	2.208	3.68	3.68			5.52	3.68
5	2.76	4.6	4.6			6.9	4.6
6	3.312	5.52	5.52			8.28	5.52
7	3.864	6.44	6.44			9.66	6.44
8	4.416	7.36	7.36			11.04	7.36
9	4.968	8.28	8.28			12.42	8.28
10	5.52	9.2	9.2			13.8	9.2
11	8.1696		10.212	12.765		15.318	12.765
12	8.9792		11.224	14.03		16.836	14.03
13	9.7888		12.236	15.295		18.354	15.295

14	10.5984		13.248	16.56		19.872	16.56
15	11.408		14.26	17.825		21.39	17.825
16	14.1588		15.732	19.665		22.908	19.665
17	15.4836		17.204	21.505		24.426	21.505
18	16.8084		18.676	23.345		25.944	23.345
19	18.1332		20.148	25.185		27.462	25.185
20	21.62		21.62	27.025		28.98	27.025
21	23.46		23.46	28.865		30.498	28.865
22	25.3		25.3	30.705		32.016	30.705
23	27.14		27.14	32.545		33.534	32.545
24	28.98		28.98	34.385		35.052	34.385
25	30.82		30.82		36.57	36.57	36.57
26	32.292		32.292		38.226	38.226	38.226
27	33.764		33.764		39.882	39.882	39.882
28	35.236		35.236		41.538	41.538	41.538
29	36.708		36.708		43.194	43.194	43.194
30	38.18		38.18		44.85	44.85	44.85
31	39.284		39.284		46.506	46.506	46.506
32	40.388		40.388		48.162	48.162	48.162
33	41.492		41.492		49.818	49.818	49.818
34	42.596		42.596		51.474	51.474	51.474
35	43.7		43.7		52.44	52.44	52.44
36	44.804		44.804		52.44	52.44	52.44
37	45.908		45.908		52.44	52.44	52.44
38	47.012		47.012		52.44	52.44	52.44
39	48.116		48.116		52.44	52.44	52.44
40	49.22		49.22		52.44	52.44	52.44
41	50.324		50.324		52.44	52.44	52.44
42	51.428		51.428		52.44	52.44	52.44
43	52.44		52.44		52.44	52.44	52.44
44	52.44		52.44		52.44	52.44	52.44
45以上	52.44		52.44		52.44	52.44	52.44

提案理由

国家公務員退職手当法の改正等を踏まえ、所要の改正を行うため、本案を提案するものです。

議案第 8 号

平成 2 4 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 4 年度城南衛生管理組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

第 1 表 債務負担行為補正

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額	
宇治田原町水道事業 整備費上水道施設負担金	自 平成 2 4 年度 至 平成 3 0 年度	1 1 8, 0 0 0	左の金額に対する宇治田原町が借入する公営企業債の利子償還金を加算した額